

教育基本法改悪案の廃案を求めるアピール

九月二六日に発足した安倍晋三内閣が、秋の臨時国会で最大の課題としているのが教育基本法の改悪です。

いま教育基本法を変えなければならない理由は何でしょうか。法案の趣旨説明や閣僚の国会答弁では、現行教育基本法の意義を否定せず、時代が変化したことによって生じた足りなくなった部分を補う、というものです。いじめや不登校、校内暴力、学級崩壊、高校の中途退学者の増加、学力低下などについても、「教育基本法の規定それ自体が直ちに現実の諸問題と直結するものではない」「教育基本法を変えたから問題が解決するわけでもない」と述べています。したがって新聞の社説でも「改正」の理由が分からないとされています。しかし衆議院に設置された教育基本法特別委員会における自民党や民主党の議員の発言を聞いてみると、「改正」の真のねらいが浮かびあがってきます。

第一の理由は、すでにかかなりの程度進行している経済のグローバル化を名目とする新自由主義な教育改革を正当化し、さらに促進するためです。市場原理の全面化のなかで競争を勝ち抜くたくましいエリートの育成を目指す一方で、競争主義的な教育の下で落ちこぼれさせられた子どもたちには「せめて実直な精神を養う」という格差教育が、全国一斉学力テストや学校選択制によって推進されようとしています。政府案一六条及び一七条の「教育振興基本計画」(民主党案一九条)によって、政府案では議会の承認も得ずにこうした教育政策が推進されることとなります。

第二に、道徳や公共精神の欠如、家庭の教育力の低下や崩壊、少年犯罪の「凶悪化」や「増加」などに対する強い苛立ちがあり、それらが教育基本法の下での戦後教育によってもたらされたという考え方にたって、愛国心を含む徳目の教育によってこうした現状を変えて「美しい国」にしたいという欲求があります。しかし戦前の日本社会や日本人を美化して逆に戦後の日本社会を否定的に見る点でも、九〇年代までは戦後一貫して犯罪が減少してきたという統計事実などからも、類似の現象が諸外国にも共通に見られるという点においても、こうした現状認識自体に問題があります。近年の社会不安の増大は、九〇年代不況や小泉構造改革によって格差が拡大・固定化し希望が持てなくなっている若者の増加など、社会的な原因によるところが大きいのであって、教育基本法を変えて学校で徳目を教育したり奉仕活動を義務づけたりすることで解決できると考えることはまったくの幻想です。

改憲を目指す勢力にとっては、改憲が実現した後のほうが新しい憲法の考え方に沿った「理想的」な教育基本法が制定できるはずですが、しかし安倍首相が改憲に5年はかかると述べているように、衆・参両院で3分の2以上が合意する改憲案を練り上げることも、国民投票で確実に過半数を獲得することもそう簡単なことではありません。だからといって改憲の実現まで待っていたのでは、アメリカの要求にも財界の要求にも応えられません。そこで安倍内閣は解釈の変更によって集団的自衛権行使を可能にしようとしています。こうした事情のもとで、教育基本法改悪には、戦争遂行に必要な国民の支持を獲得するという狙いととも、改憲を実現しやすくするための国民意識の形成を目指しているという側面があります。これが第三の理由です。しかしこれらはそれほど短期間に成果をあげられるものではありません。現時点で急浮上してきた直接的な動機としては、第二の理由が大

きいものと思われます。格差の拡大・固定化のなかで落ちこぼれさせられていく多くの若者の心を、「我が国と郷土を愛する」態度を養う（政府案の二条五項）ことを通じて、国家や家族や共同体の幻想によってつなぎとめることが目指されています。なお、欧米先進国においても愛国心教育が行なわれてきていることは事実です。そこにも自国中心主義などの問題はありますが、少なくとも法律で明記することで教育行政機関が画一的な内容を強制するような例はありません。

現行法一〇条では二項の教育行政とは区別された教育について「不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきもの」としています。ところが政府案一六条は、表題は「教育行政」としつつも条文上はすべて「教育」と表記したうえで、「不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われる」としています。この結果、教育活動は二条の徳目を含めて法律の執行作用として教育行政によって全面的に支配されることとなります。

しかも、二条に掲げられた愛国心その他の徳目は、公立学校で子どもたちに対してのみ強要されるものではない、という点も重大な問題点です。私立学校も大学も、財政的援助を受けるに際して「国旗・国歌」を敬う「態度」などをきちんと教育しているかが問われることとなります。さらに、「学校、家庭及び地域住民」の役割と責任、相互の連携及び協力を定める政府案一三条を受けて、小坂憲次前文部科学大臣は「学校だけでやるのではなくて、家庭、地域社会を含めた国民全体が協力して」取り組む必要があると答弁しました。こうして一〇条の家庭教育や一二条の社会教育においても、地域の防犯組織・防災組織・民間防衛組織などを通じて、改悪された教育基本法の理念の浸透がめざされることとなります。家庭・地域での日の丸の共同購入や祝日等での掲揚が強制されていくことになるかもしれません。このような教育基本法改悪は、国家・権力者が国民すべてをを対象としてその思想改造をめざすものといわなければなりません。

近代憲法が国家・権力者を縛るためのものであるのと同様に、現行の教育基本法は教育を提供する側のあり方、国のあり方を定めた法律であり、教育行政に対して「やってはならないこと」を定めている枠づけであって、国民に対して直接に指図するものではありません。ところが政府の改悪案は、教育を提供される側の「生き方」について細かく定めることによって、国家・権力者が望ましいと考える社会のあり方や考え方を、子どもだけでなく国民すべてに対して押しつけようとするものです、この点において、自民党などの改憲案が、権力者にとって都合のよい憲法を国民に守らせようとしている考え方と共通するものです。その点でも教育基本法改悪は、憲法改悪の先取りであり、これを許さない闘いは改憲を許すか否かの前哨戦です。

このような危険性を、学校関係者にとどまらず、ひろく国民に急いで知らせ、教育基本法改悪案の廃案をめざす取組みを諸団体と共同して強めましょう。

2006年10月21日

大阪地区私立大学教職員組合連合執行委員会